



## ○公 告

平成15年度長野県看護大学大学院博士後期課程の学生を次のとおり募集する。

平成14年7月29日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

### 1 募集人員

募集人員は、次のとおりとする。

看護学研究科看護学専攻	4人
-------------	----

### 2 試験による入学者の選考

#### (1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者（平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）

ア 修士の学位を有する者

イ 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

ウ 文部科学大臣の指定した者

エ 個別の入学資格審査により、アに規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

オ その他本学において、アに規定する者と同等以上の学力があると認められた者

#### (2) 出願手続

##### ア 提出書類

(ア) 入学願書（本学所定の用紙による。）

(イ) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名・生年月日を記入）1枚をはること。）

(ウ) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙による。）

(エ) 博士前期課程（修士課程）の学業成績証明書及び修了（見込み）証明書（2の(1)のイからオによって出願する者は、その資格に関する証明書）

(オ) 志望の理由(本学所定の用紙による。)

(カ) 博士前期課程(修士課程)の学位論文等

イ 入学審査料

入学審査料(30,000円)は、郵便為替(普通為替)により納付すること。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書(平成14年10月以降の振り出しに限る。)は何も記入しないで、2の(2)のアの書類とともに提出すること。

ウ 出願方法

郵送(書留速達郵便)し、又は持参すること。

エ 入学願書受付期間

平成14年10月11日(金)から10月18日(金)までとする。

なお、郵送による場合にあっては受付期間の最終日必着とする。

オ 入学願書提出先

長野県駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号399-4117)

長野県看護大学事務局 教務課

カ 受験票の交付

(ア) 入学願書を受理したときは、受験票を交付する。

(イ) 受験票(2の(2)のアの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはること。)は、試験当日必ず持参すること。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験及び学業成績証明書の結果を総合して行う。

イ 学力試験

英語及び口述試験とする。

(4) 学力試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
10月26日(土)	9:30~11:30	英語	長野県看護大学
	13:00~17:00(予定)	口述試験	

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成14年10月30日(水) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知する。

なお、電話による照会には一切応じない。

## 3 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課（電話 0265-81-5100）に行うこと。

医 務 課

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年7月29日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

## 1 申請のあった年月日

平成14年7月18日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 信州緑化隊

## 3 代表者の氏名

小谷野 満

## 4 主たる事務所の所在地

松本市寿台3丁目3番19号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、環境に関する“地球温暖化”又“治水・利水”等に係わる森林整備と、景観及び樹木への思いやり等を重視して、“街路樹の手入れ”及び“公園整備”等に積極参画して、地域社会に貢献する。多様な障害を持つ心身障害児者に対して、就労援助と自立支援、生活支援に関する事業を行い、社会参加に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

平成15年度長野県林業大学校学生を次のとおり募集する。

平成14年7月29日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

## 1 募集人員及び修学年限

- (1) 募集人員 林業専門課程林学科 20人
- (2) 修学年限 2年

## 2 出願資格

次のいずれかに該当する者（平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第56条に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定に該当する者

## 3 入学志願の手続

## (1) 提出書類

- ア 入学願書（本校所定の用紙による。）
- イ 調査書（最終学校の長が作成したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によってこの調査書が得られない者にあっては、卒業証明書及び成績通知票の写し又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができる。）
- ウ 身体検査書（本校所定の用紙により、出願前3月以内に医師が発行したもの。ただし、平成15年3月高等学校卒業見込みの者を除く。）
- エ 2の(3)に該当する者にあっては、その事実を証する書類

## (2) 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## (3) 受付期間及び受付時間

- ア 受付期間 平成14年12月9日（月）から12月20日（金）まで（日曜日及び土曜日は除く。）
  - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- なお、郵送による場合は、平成14年12月20日までの消印のあるものに限り受け

付ける。

(4) 提出先

長野県木曾郡木曾福島町新開4385の1 (郵便番号 397-0002)

長野県林業大学校

(5) 受験票の交付

入学願書を受理したときは、後日受験票を交付する。

4 入学試験の実施

入学試験は、筆記試験、人物考査及び身体検査とし、次により実施する。

(1) 期日及び場所

ア 期日 平成15年1月23日(木)

イ 場所 長野県林業大学校

(2) 筆記試験

必須科目 英語 I (60分)

選択科目 国語 I (古文・漢文を除く。)、生物 I B及び育林から1科目(60分)

(3) 人物考査

面接

(4) 身体検査

身体検査書による。

5 合格者の発表

平成15年1月31日(金)に長野県林業大学校に掲示するほか、本人に通知する。

6 推薦入学試験の実施(筆記試験の免除)

最終学校の成績が特に優秀であって、長野県林業大学校管理規則(昭和53年長野県規則第35号)第10条第2項の規定による筆記試験の免除を受ける者の入学志願等の手続は、次により行う。

(1) 提出書類

3の(1)の提出書類のほか、最終学校の長の作成した推薦書

(2) 受験料

3の(2)による。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間 平成14年10月18日(金)から10月28日(月)まで(日曜日及び土曜日は除く。)

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による場合は、平成14年10月28日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

3の(4)による。

## (5) 受験票の交付

3の(5)による。

## (6) 推薦入学試験の実施

推薦入学試験は、人物考査及び身体検査とし、次により実施する。

## ア 期日及び場所

(ア) 期日 平成14年11月12日(火)

(イ) 場所 4の(1)による。

## イ 人物考査

小論文(60分)及び面接

## ウ 身体検査

4の(4)による。

## (7) 合格者の発表

平成14年11月25日(月)に長野県林業大学校に掲示するほか、推薦書を作成した最終学校の長を経由して本人に通知する。

## (8) その他

推薦入学試験に合格しなかった者で、長野県林業大学校に入学を希望するものは、3の入学志願の手続により受験することができる。なお、提出書類のうち、身体検査書の提出は省略できる。

## 7 その他

入学願書等の請求又は試験についての問い合わせは、長野県林業大学校(電話0264-23-2321)に行うこと。

なお、郵送により入学願書等の用紙を請求する場合は、140円切手を同封の上申し込むこと。

林業振興課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年7月29日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画地区計画 松原・寿台地区地区計画

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都 市 計 画 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年7月29日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

豊科都市計画地区計画 下鳥羽地区地区計画

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び豊科町役場

都市計画課

## ○公 告

県営住宅の入居者を次のとおり募集する。

平成14年7月29日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

## 1 募集団地

## (1) 県営住宅の設置場所等

団地名	設置場所	構造	規 格	募集戸数
北 町	飯山市	中層 耐火 5階建	74.7㎡ 3DKB(8畳、洋間[10.0㎡]、洋 間[8.5㎡]、DK、浴室)	2戸

## (2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。)の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とする。

入居者の収入	3DKB(74.7㎡)
0～123,000円	26,300円
123,001～153,000	31,900
153,001～178,000	37,700
178,001～200,000	43,500
200,001～238,000	50,300
238,001～268,000	57,700



## (3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居の時期
北信地方事務所建築課	平成14年8月1日(木)から 平成14年8月12日(月)まで	平成14年9月1日(日)

## 2 入居の資格

県内に居住し、又は勤務場所を有する者で、次の条件を具備し、かつ、知事が許可したものとする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) 収入が、入居の申込みをした日において、月額200,000円以下（政令第6条第4項に定める高齢者等が同居する世帯にあっては月額268,000円以下）であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。

## 3 申込方法

## (1) 提出書類

ア 県営住宅入居申込書（用紙は、申込受付場所及び最寄りの地方事務所において交付するほか、長野県ホームページから取り出すことが可能。）

イ 住民票の写し

ウ 収入状況を証明する書類

エ 前記2の(1)の括弧書きに該当する者には、その事実を証明する書類

## (2) 申込戸数

1世帯1戸に限る。

## 4 選考方法の概要及び入居の許可

- (1) 申込者の数が募集戸数を超えないときはその者のうちから、募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選定した者のうちから、それぞれ選考し、入居を許可する。
- (2) (1)により選定する者のほか、補欠入居選考予定者を選定し、これに順位を付することがある。
- (3) (1)により選定された者が選考されないとき又は入居を許可された者が敷金の納入その他所定の手続をしないため入居の許可を取り消されたときは、(2)の順位に従い、補欠入居選考予定者を(1)による選考の対象とする。

## 5 その他

この募集についての問い合わせは、長野県住宅部住宅課又は北信地方事務所建築課にすること。

住 宅 課

## ○公 告

平成14年9月1日執行予定の長野県知事選挙の立候補手続等に関する説明会を、次のとおり開催する。

平成14年7月29日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

- 1 日 時 平成14年8月6日(火) 午後1時30分
- 2 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2  
長野県庁西庁舎301号会議室

選挙管理委員会

## ○公 告

平成14年9月1日執行予定の長野県議会議員補欠選挙(下伊那郡選挙区及び上田市選挙区)の立候補手続等に関する説明会を、次のとおり開催する。

平成14年7月29日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

日 時	場 所	参 集 範 囲
8月7日(水) 午後1時30分	上田市大手1丁目11番16号 上田市役所本庁舎大会議室	上 田 市 選 挙 区
8月8日(木) 午後1時30分	飯田市追手町2丁目678番地 長野県飯田合同庁舎502号及び 503号会議室	下 伊 那 郡 選 挙 区

選挙管理委員会